社会福祉法人山の子会役員等の報酬等の支給に関する規程

　役員等報酬規程（平成２１年４月１日）の全部を改正する。

（総則）

第１条　社会福祉法人山の子会（以下「本会」という。）定款第８条及び第２１条の規定により、評議員及び役員の報酬等の支給基準並びに評議員選任・解任委員等の報酬等の支給基準については、この規程に定めるところによる。

（用語の定義）

第２条　この規程において、用語の定義は次の各号に定めるところによる。

（1）評議員とは、定款第９条に規定する評議員をいう。

（2）役員とは、定款第１５条第１項に規定する理事及び監事をいう。

（3）評議員選任・解任委員会委員会委員とは、定款第６条第１項に規定する評議員選任・解任委員をいう。

（4）苦情対応第三者委員会委員とは、苦情対応規程第８条に規定する第三者委員をいう。

（5）その他の委員とは、次の者をいう。

① 本会の規程及び規則等で定める委員

② 本会の規程及び規則等で定めのない委員で、本会の運営上理事長が必要と認める委員をいう。

（6）報酬とは、その名称の如何を問わず、定款第８条及び第２１条に規定する報酬であって、費用とは明確に区別されるものとする。

（報酬の額）

第３条　評議員に対して支払う各年度の報酬の総額は、５０万円以内とする。

２　理事に対して支払う各年度の報酬の総額は、７０万円以内とする。

３　監事に対して支払う各年度の報酬の総額は、３５万円以内とする。

# （理事長等及び評議員の出席報酬等）

第４条　理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表１により１日分の報酬及び実費相当額を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第５条の報酬及び実費相当額はこれを支払わないものとする。

２　評議員が評議員会に出席したときは、別表１により１日分の報酬及び実費相当額を支払うことができる。なお、理事長及び理事が理事会に出席し、かつ、同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費相当額を支払わないものとする。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第５条の報酬及び実費相当額はこれを支払わないものとする。

３　交通費の実費が、実費相当額を超える場合には、その実費とする。

　　　　　　（令和3年4月・一部改正）

# （理事長等及び評議員の勤務報酬等）

第５条　理事長が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表１により１日分の報酬及び実費相当額を支払うことができる。

２　理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表１により１日分の報酬及び実費相当額を支払うことができる。

３　評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表１により１日分の報酬及び実費相当額を支払うことができる。

４　交通費の実費が、実費相当額を超える場合には、その実費とする。

　（令和3年4月・一部改正）

# （監事の報酬等）

第６条　監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表１により１日分の報酬及び実費相当額を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ、同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費相当額を支払わないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費相当額は支払わないものとする。

２　監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表１により１日分の報酬及び実費相当額を支払うことができる。

３　監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表１により１日分の報酬及び実費相当額を支払うことができる。

４　交通費の実費が、実費相当額を超える場合には、その実費とする。

（令和3年4月・一部改正）

（評議員選任・解任委員会委員の勤務報酬等）

第７条　評議員選任・解任委員会委員が会議に出席したときは、別表１により１日分の報酬及び実費相当額を支払うことができる。

２　交通費の実費が、実費相当額を超える場合には、その実費とする。

（令和3年4月・一部改正）

# （苦情対応第三者委員会委員の勤務報酬等）

第８条　苦情対応第三者委員会委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表１により１日分の報酬及び実費相当額を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ、同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費相当額を支払わないものとする。また、同日にあわせて苦情対応第三者委員会委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費相当額はこれを支払わないものとする。

２　苦情対応第三者委員会委員が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応等の業務にあたった場合は、別表１により１日分の報酬及び実費相当額を支払うことができる。

３　交通費の実費が、実費相当額を超える場合には、その実費とする。

（令和3年4月・一部改正）

（その他の委員の勤務報酬等）

第９条　本会の規程及び規則等（以下「規程等という。」）で定める委員が会議に出席したときは、別表１（その他の委員の業務報酬等【１】）により1日分の報酬及び実費相当額を支払うことができる。

２　本会の規程等で定めのない委員が、本会の運営上理事長が必要と認める会議に出席したときは、別表１（その他の委員の業務報酬等【２】）により１日分の報酬及び実費相当額を支払うことができる。

３　交通費の実費が、実費相当額を超える場合には、その実費とする。

（令和3年4月・一部改正）

# （出張旅費）

第10条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表２により報酬及び旅費等を支給することができる。

２　旅費は、実費を支給する。

３　業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

４　旅費は実情を考慮し、増額することができる。

５　旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

# （適用除外）

第11条　施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

# （改正）

第12条　本規程の改廃は、評議員会の議決を受けなければならない。

（附則）

この規程は、平成２９年６月２４日から施行する。

（附則）

この規程は、令和３年４月１日から改正する。（実費弁償費の文言を実費相当額に改正）

　別表１　（日額）　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 名　　　　称 | | 報　　　酬 | | 実費相当額 | |
| 理事長業務報酬等 | | １０，０００ | | ２，０００ | |
| 理事及び評議員業務報酬等 | | ７，０００ | | ２，０００ | |
| 監事業務報酬等 | | ７，０００ | | ２，０００ | |
| 評議員選任・解任委員会委員業務報酬等 | | ７，０００ | | ２，０００ | |
| 苦情対応第三者委員業務報酬等 | | ７，０００ | | ２，０００ | |
| その他の委員の業務報酬等 　【１】  （規程及び規則等で定める委員） | | ７，０００ | | ２，０００ | |
| その他の委員の業務報酬等 　【２】  （規程及び規則等で定めのない委員） | | ５，０００ | | ２，０００ | |
| 別表２　（日額）　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円） | | | | | |
| 旅　　費 | 宿　泊　費 | | 報　　酬 | | その他 |
| 実　 費 | ２０，０００ | | ７，０００ | | 実　 費 |